

気象警報が発令されたときや地震が発生したときの措置について

摂津市立第三中学校

- 1 暴風警報(暴風特別警報)・大雨特別警報・暴風雪警報の発令、避難に関する発令があったとき
北大阪(摂津市)に暴風警報(暴風特別警報)または大雨特別警報、暴風雪警報が発令されている場合や、摂津市内のいずれかの地区において高齢者等避難・避難指示が発令された場合の対応
 - ①午前7時の時点で発令されている場合は、登校を見合わせ自宅待機してください。
 - ②午前9時までに解除された場合は、その時点から登校してください。
 - ③午前9時までに解除されなければ、その日は臨時休業となります。
 - ④授業途中で発令された場合は、下校時の安全状況を確認した上で下校します。
 - ⑤午前7時～始業の間に発令された場合、登校前の生徒は自宅待機してください。(以降は②③)
登校した生徒については、安全状況を確認した上で下校します。
- 2 その他の気象警報(大雨警報、洪水警報など)が発令された場合
原則として登校します。ただし、学校が地域のさまざまな状況を把握して危険があると判断したときは、午前8時までに教育委員会と協議したうえで、休業とすることもあります。
- 3 震度5弱以上の大規模地震(余震)が発生した場合
 - ①登校開始前に発生した場合は、臨時休業となります。
 - ②登校中…危険な場所を避け安全な場所に一時避難したあと、原則として速やかに登校します。
 - ③在校中…安全な場所へ避難し、安全を確認したうえで保護者に引き渡します。
 - ④下校中…危険な場所を避け安全な場所に一時避難したあと、原則として速やかに帰宅します。
- 4 震度5弱未満の地震(余震)が発生した場合
原則として登校します。ただし、校区の被害状況や生徒の安全確保の状況から、学校が非常の措置を取る必要があると判断した場合は、教育委員会と協議のうえで(臨時休業も含めた対応を)決定します。

※その他、校区内の広範囲にわたり危険な状態であると判断される場合は、教育委員会と協議のうえで臨時休業措置をとることもあります。その場合は、三中 web サイト、“LEBER(リーバー)”等での発信や電話連絡等で別途お知らせします。

給食について

午前7時の時点で、上記のいずれかの対応として「自宅待機」となっている場合は、給食は中止となります。その際は、予約システムに残高が戻る形で返金されます。

上記の内容は第三中学校 HP にも掲載しております

<https://www.city.settsu.osaka.jp/chuugakkou/3/oshirase/index.html>